

**問** 鹿児島地方務局不動産登記部門  
☎099・259・0682

**お知らせ**  
**志布志保健所から**

平成27年11月16日(月)から12月15日(火)は、『鹿児島レッドリボン月間』です。エイズの予防およびHIV感染者・エイズ患者の早期発見等を目的として志布志保健所では、左記のとおり休日・平日夜間に検査等を実施します。利用希望の方は、予約が必要ですので事前に連絡をお願いします。

**【日時】**  
●休日 12月6日(日)  
●平日夜間 12月7日(月)

午前10時～正午まで  
午後5時30分～8時まで

**【場所】**

志布志保健所  
志布志市志布志町志布志2丁目1-11

**【その他】**

検査所要時間は、約1時間です。検査は、原則として匿名の無料検査です。

予約については、休日は12月4日(金)の午後5時まで。平日夜間は当日の午後5時まで。

**問**

志布志保健所  
☎099・472・1021

**お知らせ**  
**大隅税務署から**

『国税電子申告・納税システム(e-Tax)』では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続きができます。

なお、電子署名を必要としない一部の手続き等については、スマートフォン等でもご利用になります。

**問**

大隅税務署  
☎099・482・0007

**お知らせ**  
**鹿屋高等技術専門学校から**

当校では、平成28年度の一般入校者を募集します。

**【募集科名】**

電気設備科

定員20名 訓練期間2年

**【応募資格】**

高等学校卒業業者(卒業見込み者を含む)もしくは同等以上の学力を有すると認められる者

**【願書受付】**

B日程 12月4日(金)まで  
C日程 1月15日(金)まで

**【試験日】**

B日程 12月11日(金)  
C日程 1月29日(金)

**【試験科目】**

筆記試験(総合問題)及び面接

**【試験会場】**

県立鹿屋高等技術専門学校

**【合格発表】**

B日程 12月18日(金)  
C日程 2月4日(木)

**【その他】**

寄宿舎を完備しており、遠隔地からの入校も可能です。離転職者の方は、最寄りの公共職業安定所にご相談ください。訓練手当等を受給できる場合があります。

**問**

県立鹿屋高等技術専門学校  
鹿屋市川西町3482  
☎0994・44・8674

**お知らせ**  
**北朝鮮人権侵害問題啓発週間について**

平成18年6月に『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

平成14年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は日本人を

拉致していたことを認め、謝罪しました。その後、5名の被害者は帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだ納得のいく説明がありません。

拉致問題は、我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、日本政府は、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者がすべて生存しているとの前提に立つて、被害者の即時帰国と納得のいく説明を行うよう強く求めています。

政府は、国の責任において、拉致問題の解決に取り組み、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くします。

**問**

鹿児島地方務局  
☎099・259・0680

**お知らせ**  
**大隅税務署から**

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせです。

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払いを受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載は行わないこ

ととされました。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですのでご注意ください。

**【ご注意】**

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や『振り込め詐欺』などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

**問**

大隅税務署  
☎099・482・0007

**お知らせ**  
**県有財産売却のお知らせ**

県では、未利用となった県有財産(土地・建物)について、随時、購入の申込みを受け付けています。

先着順となりますので、購入を希望される方は、ぜひお問い合わせください。

売却する県有財産の所在地および売却価格、申込み手続きなどについては、県ホームページをご覧ください。

**問**

県庁財産活用対策室  
☎099・286・2169